

「令和4年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」 に沿った採用活動をお願いします

北海道高等学校就職問題検討会議（※）では、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、裏面のとおり、令和4年3月新規高等学校卒業者に係る就職（生徒の応募・推薦方法）について、申合せを行いました。

事業主の皆様には、趣旨についてご理解いただくとともに、申合せの遵守をお願いします。

生徒の応募について

- 生徒は、**9月5日から10月31日までは1人1社まで、11月1日以降は1人2社まで応募**することが認められています。
また、新規高卒者就職面接会で応募する場合は、期間にとらわれず1人2社以上、応募することが認められています。
このため、**複数の内定を得た生徒から、内定を辞退されることがあります。**
- 内定を辞退されると円滑な採用活動に支障が生じるとして、自社のみの応募者（単願者）を希望する場合は、求人票の「複数応募」欄に「否」と明記するようお願いします。

選考日の設定及び選考結果の通知への配慮について

- 高校生は、大学生や社会人と異なり、応募できる企業数に制限があります。
このため「**選考日や選考結果の通知が遅い**」、「**応募日から選考日までの期間が長い**」ことは、**生徒の応募機会を奪い、進路決定に深刻な影響を及ぼします**ので、十分に配慮するようお願いします。
- 応募書類を受理した企業は、**選考日を速やか、かつ確実に学校を經由し、生徒に通知**するようお願いします。
- 選考を行った企業は、**選考結果を1週間以内を目途に、書面により学校を經由して本人に通知**するようお願いします。
- 生徒は、採用内定を受けた日から2週間以内に、学校を經由して企業に意思表示を行います。

学事日程への配慮について

- 卒業までは学業専念期間となりますので、**卒業前に「内定式」、「親睦会」等への参加を依頼することは、生徒の学業に支障を来たす**ほか、学事日程に影響を及ぼしますので、十分に配慮するようお願いします。

選考スケジュールについて

求人受付開始	求人公開開始	推薦開始	選考・採用内定開始
令和3年6月1日	令和3年7月1日	令和3年9月5日	令和3年9月16日

※北海道高等学校就職問題検討会議構成団体等

北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道中小企業団体中央会、一般社団法人北海道中小企業家同友会、北海道高等学校進路指導協議会、北海道高等学校長協会、北海道私立中学高等学校協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道職業能力開発促進センター、北海道、北海道教育庁、厚生労働省北海道労働局

令和4年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

1 応募・推薦について

- (1) 生徒の企業への応募・推薦は、推薦開始日から10月31日までは1人1社とするが、11月1日以降は、1人2社まで応募・推薦ができる。
ただし、新規高卒者就職面接会で応募する場合は、期間にとらわれず1人2社以上の応募・推薦ができる。
- (2) 複数応募・推薦に伴う取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 求人票への明記について
企業は、内定辞退により円滑な採用活動に支障が生じる等特別の事情があるため、11月1日以降も単願者のみの応募を希望する場合は、公共職業安定所に求人票を提出する際、求人票の「複数応募」欄に「否」と明記する。
 - イ 選考結果前の応募・推薦について
選考試験を受け、10月31日までに採用内定通知がない場合は、原則として11月1日以降、1の(1)の範囲内で生徒の応募・推薦ができる。
 - ウ 応募社数の取扱いについて
11月1日以降は、1の(1)の範囲内で、随時、複数応募・推薦ができる。
 - エ 指定校求人との併用について
11月1日以降は、1の(1)の範囲内で、指定校求人と公開求人を併用した複数応募・推薦ができる。
 - オ 公務員試験との併願について
公務員試験を受験し、10月31日までに最終的な試験結果が出ていない場合、11月1日以降、企業への応募・推薦については、1人1社の応募・推薦ができる。

2 指定校制について

- 企業は、公共職業安定所に求人票を提出する際に、職種や仕事内容から学校・学科の指定等を行う場合は、次の事項に配慮する。
- (1) できる限り求人の共有化を進めることにより生徒の応募機会の均等を図る。
 - (2) 指定を受けない学校において応募希望の生徒がいる場合は、生徒の受験機会の確保に努める。

3 校内選考について

- 高等学校は、生徒の進路選択能力や職業観・勤労観を最大限尊重するため、校内選考において、次の事項に配慮する。
- (1) 生徒の進路希望を尊重して応募先を決定することを基本とする。
 - (2) 企業の応募条件を確認の上、単に学習成績や出欠状況のみの判断ではなく、生徒の意欲・適性・能力等を考慮し、総合的に判断する。

4 選考日及び選考結果の通知について

- (1) 応募書類を受理した企業は、選考日を速やか、かつ確実に高等学校を經由し、生徒に通知する。
- (2) 企業は、選考結果を1週間以内を目途に書面により、高等学校を經由し、生徒に通知するものとし、応募者が多数である等やむを得ない場合であっても10日以内に通知する。

5 採用内定に対する意思表示の通知等について

- 生徒は、採用内定を受けた日から2週間以内に、高等学校を經由し、企業に対して承諾書又は辞退書により意思表示を通知するほか、採用内定に関しては、次のとおりとする。
- (1) 承諾書を提出した場合は、特別の事情等がない限り、内定は辞退しない。
 - (2) 求人票の「複数応募」欄に「否」と記載した求人企業に応募・推薦し内定を受けた場合は、特別の事情等がない限り、承諾する。
 - (3) 公務員試験との併願の場合、12月末日までに公務員試験の最終的な試験結果が出るものについては、その結果発表後に意思表示の通知ができる。

6 公正な採用選考について

- 企業は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、次の事項に留意する。
- (1) 応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考に努める。
 - (2) 採用選考に当たり、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項等で、就職差別につながるおそれのある事項に留意する。